

# 平成 27 年度 社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 事業計画書

## 1. 基本方針

現在、一部の社会福祉法人のいわゆる内部留保をめぐる問題から、国の規制改革や税制の議論の場において、社会福祉法人の存在意義や役割を問う論議がある。厚生労働省は、平成 26 年 7 月 4 日に「社会福祉法人の在り方」に関する報告書を取りまとめ、制度や市場原理では満たされないニーズに積極的に対応していくことを求めている。社会福祉協議会も決して例外ではなく、住民から信任を得るために、地域における公益的な活動についてどう取り組むべきか問われている。

平成 27 年度は、介護保険制度の大きな見直しや、生活困窮者自立支援法の施行等、地域包括ケアシステム構築へ向け行政、社協一体となって取り組む必要がある。町においては、老人保健福祉計画と介護保険事業計画が策定され、社協では第 2 期地域福祉活動計画を策定したところである。相互に策定委員に加わり、連動した計画策定を目指した。町・社協それぞれの役割を明確にし、協力して遂行していかなければならない。

今回の介護保険制度改革は、増大する給付費の抑制もあるが、住民の参画をより重視した手法へ転換していくことを意味するものであり、社協がこれまで取り組んできた地域福祉活動の真価、ひいては社協の存在意義そのものも問われる局面であることを認識する必要がある。社協の一番の財産である 30 地区福祉会を核とし、住民主体の地域包括ケアシステムの推進を提案し、その実現に向けて役割を発揮することを基本方針とする。

## 2. 重点事項

- (1) 行政及び関係諸機関との連携強化
- (2) 介護保険制度改革への対応
- (3) 地域支え合い活動（共助・互助体制）充実支援
- (4) 総合相談、困窮者援護、就労支援等の強化・充実
- (5) 介護保険事業等、在宅福祉サービス事業の見直しと適正な経営
- (6) 事務局機構及び各支部体制の整備並びに人事配置の検討と見直し

## 3. 事業施策の体制

- (1) 社協組織・活動体制の充実・強化

平成 27 年 1 月 20 日「社協・介護サービス事業推進方針 2015」が全社協から示された。議論はおのずから介護サービスのみならず社協組織全体の在り方にまで及ぶものとなっている。従って、この方針は社協の理事や事務局長といった経営幹部層で共有する必要がある。本年は任期満了に伴う役員・評議員の改選時期となる。新役員・評議員研修を実施し、理事会・評議員会の充実を図る。更に、事務局体制の整備も重要であり、内容整備を以下のとおり行っていく。

- ①理事・監事・評議員研修会の実施及び各種セミナー・フォーラム等への参加
- ②職員処遇、育成、人事配置と 3 支部体制の見直しと検討
- ③社協運営会議と幹部職員会議の月例開催
- ④会計不祥事防止策としての内部牽制体制と外部監査の実施

## (2) 経営基盤強化のための財源確保

人口、世帯数の減少により会費や寄付金の実績も年々減少傾向にある。30 地区福祉会への活動助成金については基本金を定め交付しているが、地区によっては頂いた額よりも多く返す事象も発生しており、減額も止むを得ない。引き続き安定した社協経営が行っていけるように一般会費・特別会費の収納率の向上と、増員を目指す。町補助金については、前年度並みの査定となり、不足額については引き続き各居宅介護事業の収支差益で補填しなければならないが、利用者の減少や認定の軽度化、介護報酬のマイナス改定もあり地域福祉事業の見直しと介護事業経営改善が急務となる。

- ①全戸会員制度の周知、理解、用途明確化と加入促進
- ②特別会員の加入促進と用途明確化
- ③寄付金用途の明確化と効果的運用
- ④赤い羽根共同募金運動充実と、熊本県共同募金会山都町分会から、山都町共同募金委員会への改組（平成 27 年度中に）
- ⑤介護保険事業の効率的経営
- ⑥各種事業の効率化と経費節減
- ⑦各種団体への活動助成金交付額の見直しと支援策の研究

## (3) 住民組織意識啓発並びに活動支援

介護保険制度改革に伴い、予防給付が地域支援事業に移行する。その内容は地域住民による支え合い活動も含まれており、地区福祉会の活動なくして制度は成り立たない。引き続き町内 30 地区福祉会（矢部 15 地区・清和 6 地区・蘇陽 9

地区)の活動支援を行っていく。また、地区福祉社会会長連絡会を設けており、関係福祉団体も含めた協働活動により第2期地域福祉活動計画を推進していく。

- ① 30地区福祉会長の先進地視察研修及び情報交換会の実施
- ②地区別福祉懇談会の全町実施(町と合同で)
- ③懇談会をとおして、地域の新たな生活課題の把握と解決のための支援
- ④新たな地域支援事業への取り組みの支援
- ⑤福祉委員研修会の実施と意識の向上
- ⑥民生・児童委員協議会等関係機関との協働活動
- ⑦地区福祉社会、福祉団体等に対する支援と助成と協働

#### (4) ボランティア活動の推進

本年度、県社協の助成を受け災害ボランティアセンター設置訓練及びサポーター養成講座を実施する。管内5町社協では、平成23年10月に相互応援協定を締結しており、町総務課へも協力をお願いし、町との協定も締結する予定である。これは万一、山都町で大規模な災害が発生したとき、県内外、全国から駆けつけるボランティアを受け入れ、被災者支援へつなぐものである。頻発する自然災害に対して被災時の対応と普段の心構えも学ぶ機会とする。

次に介護保険制度改革では、地域支援事業の中身にボランティアも社会資源として位置付けている。「ボランティア」の定義は①自発性②協調性③無償性となっており、ボランティアに期待はしてよいが、当てにしているのではない。2年間の移行期間の中で意識の醸成と仕組みづくりが重要となる。

山都町ボランティアセンターを標榜している社協として以下のとおり住民参加の理解を求めていく。

- ①災害ボランティアセンター設置訓練及びサポーター養成講座の開催  
(7月から10月の間に4回、サポーター50名予定)
- ②町の地域防災計画への参画(平成26年度より)
- ③山都町ボランティア連絡協議会ゆいの会との協働活動並びに加入促進
- ④新たな担い手の育成支援
- ⑤ボランティア活動の意識啓発(全国、県ボランティアフェスティバルへの参加)
- ⑥児童・生徒のボランティア体験学習の受け入れ
- ⑦ボランティア協力校委嘱事業の実施
- ⑧県社協ボランティアセンター並びに日赤熊本県支部との連携
- ⑨介護保険制度改革への対応の研究
- ⑩平成28年度第10回火の国ボランティアフェスティバル in 上益城開催に向けての準備

#### (5) 高齢者福祉の推進

当町の65歳以上の高齢人口の将来推計では、今後10年間ほぼ横ばい状態であるが、若年層の減少により総体的に高齢化率は上がり50%を超える予測である。各項で述べたとおり、介護保険制度改革による要支援者へのサービスが地域支援事業に移行すれば、介護予防や生きがい活動支援が最重要課題となってくる。高齢であっても自立した生活が維持していけるように、また、元気老人による老老支援が地域で成

立しなければ制度の維持も困難である。行政事業と連携し、元気で活力のある地域社会参加促進を進めていく。

- ①各種高齢者入居施設の受託経営
- ②二次予防事業対象者向けデイサービス事業の受託実施
- ③生きがいデイサービス事業の実施（独自事業）
- ④各地区福祉会による「歩いてサロン」の開設
- ⑤「高齢者の生きがいと健康づくり事業」への支援・協力
- ⑥シルバー人材センター事業への支援・協力
- ⑦町老人クラブ連合会活動支援と協働活動
- ⑧シルバーヘルパー養成事業への協力（講師派遣）
- ⑨食の宅配サービス（安否確認）、外出支援サービス等地域支援事業の受託実施

#### （6）障がい者福祉の推進

昨年10月に管内5町持ち回りで開催されている「地域のつどい」を蘇陽総合支所営農ホールで、町との共催で実施したところである。また、11月の社協福祉まつりでも「ザ・スクランブルーズ」や「さんぷうか」のスタッフ、利用者に出演いただいた。両イベント共、参加団体全て、はつらつとした発表で施設や事業所の充実を感じた。障害者総合支援法における事業者として社協も活動しており、ノーマライゼーションの理念の実現に向け支援を行っていく。

- ①各種障がい者施設、NPO法人、ボランティア団体、当事者団体との連携、活動支援と助成
- ②相談・援助事業の実施（日常生活自立支援事業等）
- ③居宅介護サービス（訪問介護）事業の実施

- ④移送（外出支援サービス）事業の受託実施
- ⑤管内障がい児（者）「地域のつどい」やスポーツ大会への参加協力
- ⑥障がい者雇用率の達成

## （7）児童福祉の推進

子ども・子育て支援新制度が本年度からスタートする。「親の働き方に関わらず、全ての子どもに良好な養育環境を保障する」という考え方を示し、地域子育て支援を充実することを目的とする制度になっている。

新庁舎竣工後、千寿苑の保健部門も移転となりそこへ子育て支援センターが入居予定である。玄関ホールを挟み、社協矢部支部との一体的活動及び住民により身近な活動展開を進めていく。

へき地保育所については、御所7人、小峰11人でのスタートとなるが、町立保育所再編計画の中で両園とも存続することとなり引き続き受託経営していく。

- ①子育て支援事業（子供デイサービス）の実施及び学童保育との協働
- ②へき地保育所事業の受託経営
- ③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場、ファミリーサポートセンター）の受託経営
- ④世代間交流事業（伝承事業）等の実施
- ⑤ボランティア体験学習の受け入れ
- ⑥ボランティア協力校の委嘱
- ⑦清和地区 保・小・中連携協議会への参画

## (8) 在宅福祉サービス事業の充実

介護サービス事業は、社協の財政基盤を支える大きな柱であり、介護事業の採算性が社協全体の経営と直結している現状がある。採算が低いために民間参入がすすまない中山間地域では、赤字のため行政からの補助を受けながら介護サービスを担っている社協も多い。更に、今回の介護報酬のマイナス改定も負担となるが、過疎地においてはセーフティネットとして介護事業の維持が求められており、制度の隙間を埋め新たなニーズ把握にも努めていく。

- ①居宅介護支援事業所の経営
- ②予防居宅介護支援計画原案作成の受託
- ③訪問介護（予防訪問介護）事業所の経営
- ④通所介護2事業所（予防通所介護2事業所）の経営
- ⑤障害者総合支援法における居宅介護（訪問介護）事業所の経営
- ⑥食の宅配サービス（安否確認）外出支援サービス等地域支援事業の受託
- ⑦二次予防事業対象者向けデイサービス事業の受託実施
- ⑧生きがい対応型デイサービス事業の実施（独自事業）
- ⑨小規模多機能ホーム「よろずやさん」の経営（独自事業）
- ⑩在宅介護者交流事業の実施
- ⑪福祉機器貸与事業の実施
- ⑫新たな地域支援事業に伴う在宅サービスの研究と町との協働活動

## (9) 広報・啓発・人材育成事業

前述したが、介護保険制度改革に伴う新たな地域支援事業



実施に伴い地域における支え合い活動が益々重要になってくる。行政との協働活動に主眼を置き、30 地区福社会懇談会や機関誌をとおして情報発信し制度改革に対応していく。

- ①社協機関誌「かたくり」の定期発行
- ②社協福祉まつりやフォーラム等各種イベントの開催
- ③日赤山都町分区としての活動の周知
- ④認知症サポーター養成講座の実施
- ⑤シルバーヘルパー養成講座への講師派遣
- ⑥実習生・福祉体験学習の受け入れ
- ⑦県社協新任職員研修事業の受け入れ（27 年度）
- ⑧地区別福祉懇談会や各種会議等での周知・啓発
- ⑨町広報誌「やまと」へ社協への寄付者名の掲載
- ⑩社協ホームページの充実

#### （10）相談・援護事業

本年度から施行される「生活困窮者自立支援法」の自立相談支援機関について、県社協が県から受託し 31 の町村社協へ再委託する形となった。専任職員を雇用する委託料は望めず、福祉活動専門員が兼務せざるを得ない。県社協の生活福祉資金や町の困窮者援護事業、また、就労支援のためにハローワークとの連携をとりながら、相談者の自立の支援を行っていく。

福祉相談所について、26 年度の実績が、6 件しかなく相談員による月例開設を廃止し、3 支部職員による常設開設とし、必要があれば訪問相談も行う。弁護士による法律相談については毎月 5～10 件の相談があり、引き続き毎月 1 回 3 支部巡回方式で実施していく。成年後見制度、日常生活自立

支援事業等、判断能力が低下した方への支援を地域包括支援センターと連携し、実施していく。

- ①福祉相談所の常設開設（3支部で対応）
- ②弁護士による法律相談所の月例開設
- ③日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施と成年後見制度（法人後見）の研究
- ④生活困窮者自立支援法における自立相談支援法機関としての取り組み
- ⑤生活福祉資金貸付事業の周知と適正活用
- ⑥困窮者援護事業の実施
- ⑦預かりサービス事業の実施

以上であるが、総括として福祉の最前線で活動している社協職員としての自負と信念を持って、かつ柔軟な感性を持ち諸地域福祉活動に邁進していく。